

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

中小企業庁

1. 法律制定の目的

(1) 二酸化炭素の削減及び企業競争力の強化

京都議定書が本年2月に発効された。我が国の運輸部門では二酸化炭素の排出削減が進んでおらず、強力な対策を講じることは喫緊の課題。

運輸部門のうち、物流部門においては、輸配送の共同化やITの活用等による流通業務の効率化が二酸化炭素の削減に資する。また、流通業務の効率化によってコストも削減され、中小企業を含めた企業の競争力強化にもつながる。

こうした状況を踏まえ、環境負荷の低減と国際競争力の強化に資する流通業務の効率化の取組を促進するための所要の措置を講ずる。

(2) 中小企業の物流効率化対策の拡充・強化

物流部門の太宗を占める中小企業に対しては、従来から中小企業流通業務効率化促進法（中小流通法）を通じ、中小企業が協同組合を組成して行う共同物流などの流通業務の効率化を支援してきたところ。本法では、従来の中小流通法に基づく支援策を引き継ぐとともに、協同組合のみならず任意グループや個別中小企業者が行う流通業務の効率化への取組を支援対象に加え、近年の競争激化の中で多様なニーズへの対応が求められている中小企業者の取組をより柔軟に支援する。

2. 法律の概要

(1) 基本方針の策定

主務大臣は、流通業務効率化事業の実施方法、流通業務効率化事業で利用する施設・設備（特定流通業務施設）の立地場所、内容、中小企業者の連携・事業の共同化等についての基本的な考え方を基本方針として策定する。

流通業務効率化事業：特定流通業務施設を利用して荷主と物流事業者が連携して行う横断的輸送・保管業務や中小企業者による共同物流等の総合的・効率的事業で、環境負荷低減に資するもの。

(2) 効率化計画の認定

流通業務効率化事業を実施しようとする者は、流通業務効率化計画（効率化計画）を主務大臣に提出し、基本方針等に適合している旨の認定を受ける。

(3) 支援措置の概要

主務大臣の認定を受けた流通業務効率化計画を実施する者は、以下の支援措置を受けることができる。

物流関連規制に関する特例措置

新たに物流関連規制に係る登録又は許可（倉庫業法、貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法に基づく登録、許可）を受けることを要する流通業務効率化計画について、計画の認定をもってこれら登録又は許可を受けたものとみなすこととし、物流に係る総合的な取組を促進する。

昨今、サード・パーティ・ロジスティクス（3PL）と呼ばれる製造業、卸・小売業等の企業の物流部門を一貫して引き受ける物流事業者が、流通業務の効率化に関して果たす役割が大きくなっている。

中小企業の取組に関する支援措置

荷主、物流事業者の太宗を占める中小企業が単独又は他の事業者と連携若しくは事業を共同化して行う流通業務の効率化を支援するため、中小企業信用保険法や中小企業投資育成株式会社法の特例等を通じて、中小企業の資金調達を支援する。

特定流通業務施設の整備に関する立地規制の緩和

高速道路のインターチェンジや空港・港湾、工業団地・流通業務団地など物流の結節点となる社会資本の近くに特定流通業務施設の立地を誘導するため、都市計画法、工場立地法などの運用において、特定流通業務施設の立地が促進されるよう配慮する。

本法律は7月22日に公布され、10月1日から施行。

なお、本法律は国土交通省及び農林水産省と共同で提出した。